

社会福祉法人 望洋会

役員等報酬規程

昭和61年4月1日
規程 第9号

改正	平成 2年	1月26日
	平成14年	4月 1日
	平成14年	9月19日
	平成16年	6月 1日
	平成17年	4月 1日
	平成18年	4月 1日
	平成24年	1月 1日
	平成26年	4月 1日
	平成27年	4月 1日
	平成29年	4月 1日

社会福祉法人 望洋会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 望洋会(以下「当法人」という)定款第8条および第21条の規定に基づき、理事及び監事及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表第2のとおり、費用を弁償する。

(理事長の報酬等の算定方法)

第3条 理事長に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 通勤手当については、支給しない

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

(適用除外)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬は、支給しないものとする。但し、勤務時間外に法人事業所外で法人業務に従事する場合は、この規程を適用する。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月21日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第7条に準じた日とする。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(端数の処理)

第7条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数

処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 8 条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 3 項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 9 条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 年 1 月 26 日改正

平成 14 年 4 月 1 日改正

平成 14 年 9 月 19 日改正

平成 16 年 6 月 1 日改正

平成 17 年 4 月 1 日改正

平成 18 年 4 月 1 日改正

平成 24 年 1 月 1 日改正

平成 26 年 4 月 1 日改正

平成 27 年 4 月 1 日改正

平成 29 年 4 月 1 日改正

別表1 (理事長の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額600,000円

別表2 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	報酬の額
評議員会への出席	日額7,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額7,000円

(2) 理事

	報酬の額
理事会等会議への出席	日額7,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額7,000円

(3) 監事

	報酬の額
監事監査等への出席	日額7,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額7,000円